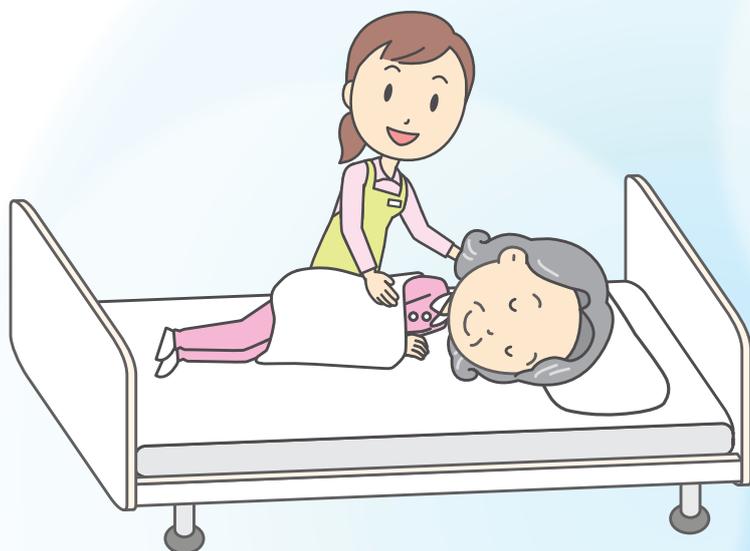


在宅介護

労災ホームヘルパーがお手伝いします。

厚生労働省委託事業



専門的サービス

褥瘡の予防・処置、
排泄ケアなど



一般的サービス

食事・入浴など



家事・援助サービス

掃除・洗濯など

労災ホームヘルプサービス

在宅重度被災労働者の介護を支援、援助します。

労働災害により身体に重い障害が残り、日常生活の営みに支障がある方へ
労災ホームヘルパーがご家族にかわって介護や家事のお手伝いをします。

- 厚生労働省では、労働災害により身体に重い障害が残った労災年金受給者の方で在宅介護を必要とする方に対して、ご本人及びご家族の福祉の充実を図るため、労災ホームヘルパー（介護人）を紹介し、介護から家事援助までのサービスを提供する、労災ホームヘルプサービスを実施しています。
- この業務については、一般財団法人労災サポートセンターが厚生労働省の委託を受けて実施しています。
- 主な業務の内容については次のとおりです。

サービスを
利用できる方

労災保険の障害（補償）等年金又は傷病（補償）等年金を受給し、障害等級又は傷病等級が第1級～3級に該当する方で、介護保険の受給資格を有していない方が利用できます。

サービスの
内容

専門的サービス A

じん肺、せき損等労災特有の傷病・障害に応じた褥瘡の予防・処置、排泄ケアなどの専門的なサービス

一般的サービス B

食事、入浴、排泄等の生活基本動作に関するサービス

家事援助サービス C

清掃、洗濯等家事に関する援助サービス

利用回数
利用時間

- ① サービス利用回数は、原則として1週間につき3回までです。
- ② サービス利用時間は、原則として1回につき3時間までです。（訪問から退去までの実質サービス時間です。）
- ③ 労災ホームヘルパーの利用時間帯は、午前7時から午後7時までです。
- ④ 平日の午前7時から午前9時まで及び午後5時から午後7時までの時間帯は、時間外扱いです。



- ⑤ 土曜日、日曜日及び祝日は、休日扱いとし、利用時間帯は全て時間外扱いです。



自己負担額

1時間あたりの自己負担額は4ページのとおりです。
(自己負担額は、介護サービス料の3割となります。)

申し込み 手続き

- ① 労災ホームヘルプサービスを初めて利用される方は、一般財団法人労災サポートセンターに「利用・紹介申込書」によりお申し込みください（「利用・紹介申込書」は、本パンフレットに掲載している様式をご活用ください。）。お申し込みいただきますと、利用の承認にあたっての要件等を調査します。なお、利用希望の方のご自宅の周辺に、ホームヘルパーがいない場合は、ご紹介できないことがあります。
- ② 利用の申し込みが承認されましたら、「労災ホームヘルプサービス利用承認通知書及び労災ホームヘルパー紹介通知書」と「労災ホームヘルプサービス及び労災ホームヘルパー紹介手帳」をお送りします。
- ③ 「労災ホームヘルプサービス及び労災ホームヘルパー紹介手帳」の交付を受けた方は、次回からの利用の申し込みは、一般財団法人労災サポートセンター（本部）に電話又はファックスで申し込むことができます。

（申し込み先の一般財団法人労災サポートセンターの住所、電話番号等は、最終面に記載しています。）

介護券の 発行

- ① 利用の承認を受けた方は、希望する適用地域、サービス区分及び介護券区分に応じた自己負担額（介護サービス料の3割）をお近くの郵便局を通じて納付していただきます。
- ② 一般財団法人労災サポートセンター（本部）では利用者の自己負担額が納付されたことを確認したうえ、労災ホームヘルパー利用の「介護券」をお送りします。
- ③ 介護券の種類

種類	介護券の区分	サービス区分
	1 時 間 券	専門的サービス (A) 一般的サービス (B)
	休日・時間外1時間券	家事援助サービス (C)

利用の方法

- ① 一般財団法人労災サポートセンター（本部）では、「労災ホームヘルパーの登録者名簿」により、利用日等について日程を調整したうえ、それぞれのサービス区分に応じた労災ホームヘルパーを紹介します。
- ② 「一般的サービス」及び「家事援助サービス」については、申請者の既知の介護ヘルパー等に短時間の動画研修を受講してもらうことで、労災ホームヘルパーとしてのサービス提供が可能です。（詳細は3ページ参照）
- ③ 利用者は、一般財団法人労災サポートセンターが紹介した労災ホームヘルパーによる介護サービスを受けたときは、当該労災ホームヘルパーにサービス内容に応じた介護券を提出します。

労災ホームヘルプサービスB・Cの利用を希望する方へ お知り合いのヘルパーさん をご紹介します。

短時間の研修を受講していただくことで
『**労災ホームヘルパー**』としての登録が可能になり、
スムーズなサービスの提供につながります！

これまで、皆さまから労災ホームヘルプサービスの利用希望があった場合には、当財団に事前に登録された労災ホームヘルパーをご紹介しますいただいております。

しかし、皆様の住所地近傍に労災ホームヘルパーさんがいらっしゃらないなどにより、ご紹介できない場合が少なからず発生しております。

このため、サービス利用希望者の皆様にご不自由なく必要なサービスを利用していただけよう、皆様のお知り合いの介護ヘルパーさん等が、**短時間の研修を受講**することで**労災ホームヘルパーとしての登録を可能**とし、皆様に労災ホームヘルプサービス^(注)を利用させていただきやすくしました。

研修受講可能な方がいらっしゃる場合には、その方を当財団にご紹介くださいますようお願いいたします。

【対象者】 お知り合いの介護ヘルパーさん等で一定の資格を有する方。

*一定の資格とは次のいずれかです。

- i) 看護師、保健師又は介護福祉士の資格を有する者
- ii) 厚生労働省の定めによる介護職員初任者研修課程以上の修了者等

【研修内容】 サービスB：一般的サービス：食事、入浴介助等

☞ **5時間の専門研修**

サービスC：家事サービス：住居の掃除、調理等

☞ **3時間の専門研修**



いずれの研修も在宅で動画教材を視聴する研修となります。

(注) 専門的サービス（サービスA：褥瘡の予防・措置、排せつ処置等）は除く。なお、サービスAを含めた介護を行う場合は、10ページの「労災ホームヘルパー(A)養成研修」の受講が必要です。

1時間あたりのサービス料（自己負担額）

令和5年4月1日～令和7年6月30日

(単位：円)

区分	適用地域（都道府県名）	介護券の区分	サービス区分		
			専門的サービス [Ⓐ]	一般的サービス [Ⓑ]	家事援助サービス [Ⓒ]
A	埼玉・千葉・東京・神奈川・静岡	1時間券	650	610	380
		休日・時間外1時間券	(810)	(760)	(470)
B	茨城・栃木・群馬・新潟・富山・山梨・長野 愛知・三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良	1時間券	600	560	350
		休日・時間外1時間券	(750)	(690)	(430)
C	北海道・宮城・福島・石川・岐阜・和歌山 鳥取・岡山・広島・沖縄	1時間券	570	530	330
		休日・時間外1時間券	(710)	(660)	(410)
D	秋田・山形・福井・島根・山口・徳島・香川 愛媛・福岡・佐賀・大分	1時間券	540	500	310
		休日・時間外1時間券	(670)	(620)	(390)
E	青森・岩手・高知・長崎・熊本・宮崎 鹿児島	1時間券	510	480	300
		休日・時間外1時間券	(630)	(600)	(370)

令和7年7月1日～令和7年12月31日

(単位：円)

区分	地域区分	介護券の区分	サービス区分		
			専門的サービス [Ⓐ]	一般的サービス [Ⓑ]	家事援助サービス [Ⓒ]
1級	東京都特別区	1時間券	700	660	420
		休日・時間外1時間券	(880)	(820)	(530)
2級	東京都 調布市 大阪府 大阪市 等	1時間券	680	640	410
		休日・時間外1時間券	(860)	(800)	(510)
3級	東京都 八王子市 埼玉県 さいたま市 等	1時間券	680	640	410
		休日・時間外1時間券	(850)	(800)	(510)
4級	東京都 立川市 兵庫県 神戸市 等	1時間券	670	620	400
		休日・時間外1時間券	(840)	(780)	(500)
5級	東京都 福生市 滋賀県 大津市 等	1時間券	660	620	390
		休日・時間外1時間券	(830)	(770)	(490)
6級	東京都 武蔵村山市 静岡県 静岡市 等	1時間券	640	600	380
		休日・時間外1時間券	(800)	(750)	(480)
7級	北海道 札幌市 等	1時間券	630	590	380
		休日・時間外1時間券	(790)	(740)	(470)
その他	鹿児島県 等	1時間券	620	580	370
		休日・時間外1時間券	(770)	(720)	(460)

令和8年1月1日～令和8年3月31日

(単位：円)

区分	地域区分	介護券の区分	サービス区分		
			専門的サービス [Ⓐ]	一般的サービス [Ⓑ]	家事援助サービス [Ⓒ]
1級	東京都特別区	1時間券	750	700	470
		休日・時間外1時間券	(930)	(870)	(580)
2級	東京都 調布市 大阪府 大阪市 等	1時間券	730	680	460
		休日・時間外1時間券	(910)	(850)	(570)
3級	東京都 八王子市 埼玉県 さいたま市 等	1時間券	720	680	450
		休日・時間外1時間券	(900)	(840)	(570)
4級	東京都 立川市 兵庫県 神戸市 等	1時間券	710	660	440
		休日・時間外1時間券	(890)	(830)	(560)
5級	東京都 福生市 滋賀県 大津市 等	1時間券	700	650	440
		休日・時間外1時間券	(870)	(820)	(550)
6級	東京都 武蔵村山市 静岡県 静岡市 等	1時間券	680	640	430
		休日・時間外1時間券	(850)	(800)	(530)
7級	北海道 札幌市 等	1時間券	670	620	420
		休日・時間外1時間券	(840)	(780)	(520)
その他	鹿児島県 等	1時間券	650	610	410
		休日・時間外1時間券	(820)	(770)	(510)

(注) ①上段の金額は、平日の午前9時から午後5時までの間に利用する自己負担額です。

②下段（ ）内の金額は、平日の時間外及び休日に利用する自己負担額です。

地域

令和7年7月1日～令和8年3月31日

	地域																		
1級地	東京都 特別区																		
2級地	東京都 調布市 町田市 狛江市 多摩市	神奈川県 横浜市 川崎市	大阪府 大阪市																
3級地	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市 浦安市	東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市	府中市 小金井市 小平市 日野市	東村山市 国分寺市 国立市 清瀬市	東久留米市 稲城市 西東京市	神奈川県 鎌倉市 厚木市	愛知県 名古屋市 刈谷市 豊田市											
4級地	茨城県 牛久市	埼玉県 朝霞市 志木市 和光市	千葉県 船橋市 成田市 習志野市	東京都 立川市 昭島市 東大和市	神奈川県 相模原市 横須賀市 藤沢市	逗子市 三浦市 海老名市	大阪府 豊中市 池田市 吹田市	高槻市 寝屋川市 箕面市											
5級地	茨城県 水戸市 日立市 龍ヶ崎市 取手市	つくば市 守谷市	埼玉県 川口市 草加市 戸田市 新座市 八潮市	ふじみ野市	千葉県 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市	四街道市 袖ヶ浦市 印西市 栄町	東京都 福生市 あきる野市 日の出町	神奈川 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市											
6級地	宮城県 仙台市 多賀城市	栃木県 宇都宮市 野木町	埼玉県 川越市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 越谷市	蕨市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市	白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町	千葉県 木更津市 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 白井市 酒々井町	東京都 武蔵村山市 羽村市 瑞穂町 奥多摩町 檜原村	岐阜県 岐阜市											
7級地	茨城県 土浦市 古河市 利根町	群馬県 高崎市	静岡県 静岡市	神奈川県 秦野市 大磯町 二宮町 中井町 清川村	北海道 札幌市	茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 つくばみらい市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町	栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 下野市 壬生町	群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 榛東村 吉岡町 玉村町	埼玉県 熊谷市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町	千葉県 東金市 君津市 富津市 八街市 富里市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町	神奈川県 南足柄市 山北町 箱根町	新潟県 新潟市	富山県 富山市	石川県 金沢市 内灘町	福井県 福井市	山梨県 甲府市 南アルプス市 南部町	長野県 長野市 松本市 塩尻市	岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 可児市	静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町
その他	その他の地域																		

※この表に掲げる名称は、令和6年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区によって示された地域。

区 分

大阪府 守口市 大東市 門真市		兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市							
四条躰市		兵庫県 神戸市							
座間市 綾瀬市 葉山町 寒川町 愛川町	愛知県 知立市 豊明市 みよし市	滋賀県 大津市 草津市 栗東市	京都府 京都市 長岡京市	大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市	摂津市 高石市 東大阪市 交野市	兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市	広島県 広島市 府中町	福岡県 福岡市 春日市	
愛知県 岡崎市 一宮市 瀬戸市 春日井市 津島市 碧南市 安城市 西尾市 犬山市 江南市 稲沢市 尾張旭市		岩倉市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋 弥富市 あま市 長久手市 東郷町 大治町 蟹江町 豊山町	飛島村	三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市	滋賀県 彦根市 守山市 甲賀市	京都府 宇治市 亀岡市 城陽市 向日市 八幡市 京田辺市 木津川市 大山崎町 精華町	大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市	兵庫県 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤坂村	和歌山県 和歌山市 橋本市
愛知県 豊橋市 半田市 豊川市 蒲郡市 常滑市 小牧市 新城市 東海市 大府市 知多市 高浜市 田原市 大口町 扶桑町 阿久比町 東浦町 武豊町 幸田町 設楽町		東栄町 豊根村	三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曽岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町	滋賀県 長浜市 近江八幡市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 日野町 竜王町	兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	奈良県 大和高田市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曽爾村 明日香村 上牧町	王寺町 広陵町 河合町	岡山県 岡山市	徳島県 徳島市
		東広島市 廿日市市 海田町 熊野町 坂町	広島県	香川県 高松市	福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市	山口県 周南市	長崎県 長崎市		

サービス内容一覧

区分	専門的サービス（サービスA）		一般的サービス（サービスB）	家事援助サービス（サービスC）
	①（有看護資格者）	②（①以外の者でも可）		
せき損	<ol style="list-style-type: none"> 呼吸困難に対する、腹式呼吸等による呼吸訓練、排痰のための叩打法の指導、ネブライザーによる吸入の実施・指導、吸引装置による吸引の実施・指導 褥瘡の未然防止のための定期的体位変換、マッサージ、発生初期の処置（消毒、消毒後軟膏湿布等） 尿路感染防止の清潔動作実施指導、自己排尿訓練（カテーテルの使用法）、集尿袋、集尿器装具の交換・指導 排便のための腹部マッサージ、坐薬挿入・浣腸（浣腸器による実施・指導）及び摘便（介護者の手による便の摘出）、人工肛門の管理・指導等 清潔保持のための入浴、清拭、洗髪の実施・指導 その他痙攣、関節拘縮、変形の予防等の実施・指導及び車椅子による移動の実施・指導等 	<ol style="list-style-type: none"> 身体の起伏の介助、清拭、日光浴 清潔保持のための布団等寝具類の交換及び入浴、足浴、洗髪等の実施 洗面、歯磨き（入れ歯の手入れを含む）、うがい、目、耳、鼻の定期的清潔及び洗髪、爪の手入れ等の実施 体温調節に伴う熱傷・火傷の予防（湯たんぽ、ストーブ、コタツの使用及びタバコ等） 車椅子等による移動の準備作業（タイヤの空気、ブレーキのきき具合等）の確認 	<ol style="list-style-type: none"> 食事の介護 入浴の介護 排泄の介護 衣類着脱の介護 身体清拭、洗髪の実施 身体機能の保持介助 医療機関への通院等の介助 その他必要な身体介護 	<ol style="list-style-type: none"> 住居等の掃除、整理整頓 衣類の洗濯 調理 生活必需品の買物 その他必要な家事援助
じん肺	<ol style="list-style-type: none"> 呼吸困難に対する身体的変化（呼吸数、脈拍数の増加、発汗、顔色、爪色、唇色、喘鳴等）の特徴の確認、安楽な体位の工夫、痰の喀出のためのネブライザーによる吸入の実施・指導、吸引装置による吸引の実施・指導 血痰、喀血を見分けての救急措置をして受診を促す。 酸素吸入装置等の使用の実施・指導 体位排痰法（痰を出す方法の一種）、呼吸訓練の実施・指導 	喀痰の早期処理、口内炎等予防のためのうがいの実施		
その他	（じん肺・せき損以外） ……じん肺、せき損に準ずる。 上記の介護状況等は主治医と連絡を密にすること。	（じん肺・せき損以外） ……じん肺、せき損に準ずる。 上記の疑問点等は担当医と連絡をとること。		

労災ホームヘルプサービス利用及び労災ホームヘルパー紹介申込書			
フリガナ			性別
氏名			男・女
生年月日	年 月 日 (歳)		
住所	〒 電話番号(— —)		
労災年金証書番号			
傷病・障害の種類 及び家族の状況	傷病・障害の種類	傷病・障害	級号
	家族の状況	単身・家族同居	
1 利用したい期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
2 利用したい時間帯	時 ~ 時		
3 利用したいサービス			
	サービス内容	希 望 枚 数	
		1時間券	休日・時間外1時間券 計
	①専門的サービス(A)	枚	枚 枚
	②一般的サービス(B)	枚	枚 枚
	③家事援助サービス(C)	枚	枚 枚
	計	枚	枚 枚
※利用したいサービス欄に希望枚数をご記入ください。 なお、お申込みの初回に限り36枚（1か月分）です。次回以降は、3か月分までお申込みできます。			
労災ホームヘルプサービスを利用したいので、上記のとおり申込みます。 一般財団法人労災サポートセンター会長 殿 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 申込者氏名			

(注)「1時間券」及び「休日・時間外1時間券」の利用時間帯は、次のとおりです。

(1) 平日（土曜日、日曜日及び祝日以外の日）

午前7時	午前9時	午後5時	午後7時
休日・時間外 1時間券	1時間券		休日・時間外 1時間券

(2) 休日（土曜日、日曜日及び祝日）

午前7時	午後7時
休日・時間外 1時間券	

※ご記載いただいた個人情報については、労災ホームヘルプサービス以外のことには、使用いたしません。

《お願い》

労災ホームヘルプサービス利用を申込みされる場合には、この書面にもご記入いただき、「労災ホームヘルプサービス利用及び労災ホームヘルパー紹介申込書」と一緒に提出していただくようお願いします。

【労災ホームヘルプサービスご利用における個人情報の取扱いについて】

一般財団法人労災サポートセンター
個人情報管理者 事業部長
連絡先：03-6834-2510

一般財団法人労災サポートセンターは、取得する個人情報の保護の重要性を認識し、以下のとおり適切な取り扱い及び保護に努めます。

- ①ご提供いただく個人情報は、今回申込みをされた労災ホームヘルプサービスの提供のためにのみ利用します。
- ②お預かりした個人情報は、法令等により提供を求められた場合のほか、労災ホームヘルパー及び当該労災ホームヘルパーの所属する事業所に提供することがあります。
- ③個人情報の提供は任意ですが、申込書にご記入いただけなかった情報がある場合、労災ホームヘルプサービスをご利用できない等の不利益を生じることがあります。
- ④お預かりした個人情報について、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加又は削除並びに個人情報に関するご相談や苦情は、個人情報問合せ窓口（電話：03-6834-2510、E-mail：privacy@rousaisc.or.jp）にて承ります。

上記内容に

同意します

同意しません

年 月 日

署名

労災ホームヘルパーの養成

労災ホームヘルパー(A)養成研修を実施しています。

労災被災者特有の障害であるじん肺、せき髄損傷等に係る専門的介護に必要な知識と技能を修得するための労災ホームヘルパー「専門的サービス（サービス A）」養成研修を実施しています。

- 本業務については、一般財団法人労災サポートセンターが厚生労働省より委託を受けて実施しています。

研修の 受講資格

- 1 看護師、保健師等の資格を有している者
- 2 介護福祉士又は厚生労働省の定めによる介護職員初任者研修課程以上修了者

実施場所

労災ホームヘルパーの増置が必要な地域の主要都市

実施回数

年2回

講師

専門医、看護教諭、理学療法士等

主な科目

労災特有の障害に関する医学的知識、対処方法、介護技術
(講義15時間、実技・実習18時間、延べ33時間)

登録

研修修了者を「労災ホームヘルパー登録者名簿」に登録

(研修風景)



労災年金支援センター所在地一覧

支援センター名	所在地・電話番号	担当区域
北海道労災年金支援センター	〒060-0061 北海道札幌市中央区南一条西8-14-3 札幌第2スカイビル6階 電話011-241-8083	北海道
東北労災年金支援センター	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-5-3 佐新ビル4階 電話022-265-7667	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東労災年金支援センター	〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-3 飛栄九段北ビル10階 電話03-6834-2640	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、 長野県
中部労災年金支援センター	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-5-5 八木兵伝馬町ビル8階 電話052-205-7211	富山県、石川県、福井県、 岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
近畿労災年金支援センター	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル16階 電話06-4790-1611	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国労災年金支援センター	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8-10 クロスタワー4階 電話082-223-3286	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
九州労災年金支援センター	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-10-35 CLUB博多駅東オフィスビル3階302号 電話092-472-7161	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県

ケアプラザ所在地一覧

労災ホームヘルプサービスの他、厚生労働省からの委託を受け、家庭内での介護が困難な重度被災労働者のための施設介護、短期滞在介護及び日帰り介護サービスを行っています。

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
ケアプラザ岩見沢	068-0829	北海道岩見沢市かえで町8-1-1	0126-25-9001
ケアプラザ富谷	981-3332	宮城県富谷市明石台4-8-1	022-772-3311
ケアプラザ四街道	284-0037	千葉県四街道市中台511	043-433-0120
ケアプラザ瀬戸	489-0989	愛知県瀬戸市山手町294-5	0561-85-5400
ケアプラザ堺	590-0137	大阪府堺市南区城山台5-2-1	072-291-7989
ケアプラザ呉	737-0923	広島県呉市神山2-1-15	0823-34-5577
ケアプラザ新居浜	792-0896	愛媛県新居浜市阿島1-3-12	0897-67-1122
ケアプラザ宇土	869-0407	熊本県宇土市松原町243	0964-23-2211

一般財団法人 労災サポートセンター

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-3 飛栄九段北ビル10階
電話 03-6834-2510 (代) FAX 03-6834-2530
<https://www.rousaisc.or.jp>

